

盛岡 広域振興局長

提出者 白石食品工業株式会社
住所 〒020-0495 盛岡市黒川23-70-1
氏名 代表取締役社長 白石 雄一

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	盛岡工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	盛岡市黒川23-70-1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,441 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
盛岡工場	岩手県盛岡市黒川23-70-1	2,377 kℓ
PanoPano 盛岡向中野店	岩手県盛岡市向中野5丁目31-15	54 kℓ
PanoPano 矢巾岩手医大店	岩手県紫波郡矢巾町医大通2丁目1-1トクタヴェール内	10 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(令和5) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO2)	
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量					
		数量 A	単位 B	熱量(GJ) H	数量 C	単位 D	熱量(GJ) D			
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL				
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL				
	揮発油(ガソリン)		kL			kL				
	ナフサ		kL			kL				
	ジェット燃料		kL			kL				
	灯油	7.00	kL	256		kL		256	18	
	軽油		kL			kL				
	A重油	819.00	kL	24,079		kL		24,079	1,704	
	B・C重油		kL			kL				
	石油アスファルト		t			t				
	石油コークス		t			t				
	石油ガス									
	液化石油ガス(LPG)	495.00	t	24,800		t		24,800	1,482	
	石油系炭化水素ガス		千m³			千m³				
	液化天然ガス(LNG)		t			t				
	可燃性天然ガス		千m³			千m³				
	その他可燃性天然ガス		千m³			千m³				
	石炭	輸入原料炭		t			t			
		原料炭		t			t			
		コークス用原料炭		t			t			
		吹込用原料炭		t			t			
		一般炭		t			t			
	輸入一般炭		t			t				
	国産一般炭		t			t				
	輸入結核炭		t			t				
	石炭コークス		t			t				
	コールタール		t			t				
コークス炉ガス		千m³			千m³					
高炉ガス		千m³			千m³					
発電用高炉ガス		千m³			千m³					
転炉ガス		千m³			千m³					
その他の燃料	都市ガス		千m³		千m³					
	()									
非化石燃料	()									
	黒炭		t			t				
	木材		t			t				
	木質燃料		t			t				
	バイオエタノール		kL			kL				
	バイオディーゼル		kL			kL				
	バイオガス		千m³			千m³				
	その他バイオマス		t			t				
	RDF		t			GJ/t				
	RPF		t			GJ/t				
	廃タイヤ		t			GJ/t				
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t				
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t				
	廃油		kL			GJ/kL				
	廃棄物ガス		千m³			千m³				
	混合廃材		t			t				
	水素		t			t				
アンモニア		t			t					
その他燃料()										
小 計 ①							49,134	3,204		
熱	産業用蒸気		GJ			GJ				
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ				
	温水		GJ			GJ				
	冷水		GJ			GJ				
	地熱		GJ			GJ				
	温泉熱		GJ			GJ				
	太陽熱		GJ			GJ				
	温水熱		GJ			GJ				
	小 計 ②									
	電気事業者①	5,038.00	千kWh	43,628		千kWh		43,628	2,403	
電気事業者②(※推定値を使用している場合使用)		千kWh			千kWh					
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh					
自家発電	太陽光	543.00	千kWh	1,956		千kWh		1,956		
	水力		千kWh			千kWh				
	風力		千kWh			千kWh				
	その他		千kWh			千kWh				
小 計 ③							45,483	2,403		
合 計 ④=①+②+③							94,617	5,607		

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	2,441	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
	上記以外の二酸化炭素
メタンの排出量	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂
合 計	5,607 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

エネルギー消費原単位を年1%以上改善

【具体的な取組】

○省エネルギー

高効率機器の導入

生産性向上に向けた改善活動

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

太陽光発電設備の維持

○自動車利用抑制

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

設備投資計画および修繕計画において省エネルギーに資する内容を組み込む。

(3) 計画の達成度の把握方法

エネルギーの使用状況をエネルギー管理委員会に報告し評価する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項